

令和8年度砂利採取業務主任者試験実施要領

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

1 試験実施の日時等

（1）令和8年11月13日（金） 午前10時から正午まで（2時間）

但し、天候、交通機関等の都合により試験の実施ができないと知事が判断した場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。

（2）試験の開始時刻に遅れた者については、試験開始後30分まで入室（受験）を認めるものとする。また、退室については試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には解答用紙を提出させ、再入室は認めないものとする。

（3）試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認めるものとする。

2 試験実施の場所

高知市丸ノ内2丁目1番10号

高知城ホール 2階 会議室

3 試験内容

（1）試験方式

択一式筆記試験

（2）試験科目及び問題数

ア 砂利の採取に関する法令 10問（全問必須問題）

イ 砂利の採取に関する技術的な事項 15問

（必須問題（7問）及び選択問題（8問のうち受験者が3問選択））

（3）配点及び合格基準

配点は1問につき10点で200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。

4 受験資格

資格は問わない。

5 受験手続

受験願書の申請方法は、書面申請及び電子申請の2方法とする。

(1) 書面申請の場合

ア 申請方法

- ①受験願書に写真を貼付し、高知県土木部用地対策課まで持参又は郵送すること。
- ②写真のサイズは縦6 c m×横4 c mとし、出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。
- ③受験願書には、受験手数料として高知県収入証紙8,000円を受験願書に貼付すること。（証紙は消印せず、重ねて貼らないこと。）
- ④郵送の場合は、封筒に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

イ 申請期間

令和8年10月6日（火）から同年10月23日（金）までの間（ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで高知県土木部用地対策課で受け付ける。

なお、郵送の場合は、令和8年10月23日の消印があるものまで有効として受け付ける。

【受験願書の提出先】

〒780-0850

高知市丸ノ内2丁目4番1号

高知県土木部用地対策課（県庁北庁舎2階）

(2) 電子申請の場合

ア 申請方法

- ①受験申請は「高知県電子申請サービス」から行うこととする。
- ②高知県電子申請サービスの「砂利採取業務主任者試験の申込み」のフォームに必要事項を入力し、写真のサイズは縦6 c m×横4 c m、出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像のものをダウンロードファイルに貼り付けて送信すること。
- ③申請完了後に送付されるメールの案内に従い、受験手数料として8,000円をクレジットカードで納付すること。
- ④なお、受験申請後、受験手数料は返還しないものとする。

イ 申請期間

令和8年10月6日（火）から同年10月23日（金）までとする。

6 受験票の交付

- （1）受験願書が受理された者には、受付期間終了後に受験票を郵送しますので、試験当日に持参すること。
- （2）なお、11月上旬までに受験票が届かない場合は、高知県土木部用地対策課まで連絡すること。

7 受験願書の請求先

- （1）〒780－0850
高知市丸ノ内2丁目4番1号
高知県土木部用地対策課（県庁北庁舎2階）
- （2）郵送によって請求される場合は、封筒に「受験願書請求」と記載のうえ、あて先を明記し110円切手を貼付した定型サイズの返信用封筒を同封すること。
- （3）なお、電子申請の場合は、高知県ホームページ（土木部用地対策課のページ）から受験願書をダウンロードできる。

8 合格発表日

- （1）令和8年11月27日（金）に高知県庁本庁舎1階掲示板及び高知県ホームページ（土木部用地対策課のページ）に掲示する。
- （2）合格者には合格証を送付する。

9 試験結果の開示

この試験の可否及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年3月24日規則第18号）第27条の規定により、口頭による開示を求めることができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（マイナンバーカードや運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、高知県土木部用地対策課に請求すること。

開示の期間は合格発表の日の翌日から1週間とし、開示の時間は開庁日の午前9時から午後5時までの間とする。

10 問い合わせ先

高知県土木部用地対策課（電話番号088－823－9819）